



「令和 7 年台風第 12 号に伴う災害に関する特別相談窓口」の開設について

1. 相談窓口の開設

商工中金は、このたびの令和 7 年台風第 12 号に伴う災害により被害を受けられた中小企業の方を対象とする「令和 7 年台風第 12 号に伴う災害に関する特別相談窓口」を、2025 年 8 月 29 日(金)、鹿児島支店に開設しました。

影響を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

○特別相談窓口開設店舗

営業店名	住 所	電話番号
鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市西千石町 17-24	099-223-4101

2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資 金 使 途	令和 7 年台風第 12 号に伴う災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸 出 金 額	限度の定めなし
貸 出 期 間 (据 置 期 間)	(1) 設備資金 20 年 (据置期間 3 年) 以内 (2) 運転資金 10 年 (据置期間 3 年) 以内
貸 出 利 率	商工中金所定の利率

3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。